

第3期 海陽町地域福祉計画

令和6(2024)年3月

徳島県 海陽町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
(1) 生活困窮者自立支援	2
(2) 成年後見制度の利用促進	2
(3) 再犯の防止等の推進	2
(4) 介護保険・高齢者福祉	3
(5) 障がい者福祉	3
(6) 児童福祉・子ども・子育て支援	3
(7) 保健・健康づくり	4
(8) 人権三法	4
(9) 持続可能な開発目標（SDGs）	4
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 関連計画との関係	6
5 計画の策定体制	7
第2章 本町の現状と課題	8
1 地域福祉を取り巻く現状	8
(1) 人口の現状	8
(2) 世帯	8
(3) 障がいのある人の状況	9
(4) 要支援・要介護認定者の状況	10
(5) 地域の支援者の状況	10
2 課題把握のための調査及び検証	11
(1) 町民アンケート調査	11
第3章 計画の基本方針	12
1 計画の基本理念	12
2 基本目標	13
基本目標1：住民とともに未来をつくるまちづくり	13
基本目標2：思いやりとふれあいがあふれるまちづくり	13

基本目標３：安心・安全に暮らすことができるまちづくり	13
３ 施策体系.....	15
第４章 施策の展開	16
基本目標１：住民とともに未来をつくるまちづくり	16
（１）地域福祉の推進	16
（２）地域・団体活動の推進	18
基本目標２：思いやりとふれあいがあふれるまちづくり	21
（１）サービス利用者の権利擁護の推進	21
（２）要配慮者への対応	22
（３）再犯防止の推進（海陽町再犯防止推進計画）	24
（４）情報提供・相談体制の充実	25
（５）保健・医療・介護・福祉の連携	28
基本目標３：安心・安全に暮らすことのできるまちづくり	29
（１）環境整備の推進	29
（２）防災対策の推進	30
資料編	32
１ 海陽町地域福祉計画策定委員会要綱	33
２ 海陽町地域福祉計画策定委員会名簿	34
３ 計画策定の経過	35

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年の日本では、少子高齢化が進んでおり、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増えるなど、家族規模が縮小し、家族で支え合う機能が弱くなっています。加えて、一人ひとりの生活のあり方が多様になり、地域での人と人とのつながりが希薄になっています。

これらを背景に、高齢者や障がいのある人、子育て世帯などへの支援に加えて、制度の狭間の問題や複雑化・多様化する生活課題（ひとり親世帯を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、老老介護、ひきこもり、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー、虐待等）に対する対応が求められています。

国においては、制度や分野ごとに捉えられてきた課題に対し、支援する側と支援される側という関係を超え、住民一人ひとりが「我が事」として捉え、分野や世代に関わらず「丸ごと」つながることで、支え合いの中で安心して暮らせる「地域共生社会の実現」が掲げられました。

また、令和2年6月には社会福祉法が一部改正され、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されるとともに、生活課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に事業を行う重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

このような状況の中、海陽町（以下、「本町」という）では、平成26年3月から「海陽町地域福祉計画」、平成31年3月に「第2期海陽町地域福祉計画」を策定し、地域住民が主体的に地域活動に参画し、地域住民・団体・事業者・行政など多様な主体が連携することで、お互いに助け合い、ともに支え合う「共生のまちづくり」を推進してきました。

この度、第2期の計画期間が令和5年度で最終年度となることから、さらなる地域福祉の推進を図るための見直しを行い、「第3期海陽町地域福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

（１）生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法は、施行から６年が経過し、生活困窮者に寄り添った包括的支援が様々な分野の関係機関とのつながりの中で実施されてきました。

また、平成 30 年 10 月に施行された『改正生活困窮者自立支援法』では、生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、「生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化」や「子どもの学習支援事業や住宅支援の強化」などが盛り込まれました。

（２）成年後見制度の利用促進

成年後見制度とは、認知症や知的障がいによって判断能力が不十分な人が、生活をする上で不利益を被らないよう、「成年後見人」が本人に代わり適切な財産管理や契約行為の支援を行うための制度として、平成 12 年より開始されました。

その後、『成年後見制度の利用の促進に関する法律』が平成 28 年 4 月 15 日に公布され、同年 5 月 13 日に施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取り組みが不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており（第 14 条市町村の講ずる措置）、市町村は、平成 29 年 3 月 24 日に閣議決定された国が定める『成年後見制度利用促進基本計画』を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

（３）再犯の防止等の推進

平成 28 年 12 月に成立、施行された『再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）』においては、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあること（第 4 条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の『再犯防止推進計画』を勘案し、『地方再犯防止推進計画』を策定する努力義務（第 8 条第 1 項）が課されました。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、し癖、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人も少なくありません。こうした生きづらさを抱える犯罪をした人等の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取り組みだけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。取り分け、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援にあたっては、保健・医療・福祉などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割が極めて重要です。

（４）介護保険・高齢者福祉

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、強化・推進をしていく必要があります。

令和 2 年 6 月に介護保険法の一部改正が示され、『地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律』の改正の趣旨として「地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。」と示されています。

（５）障がい者福祉

平成 25 年 4 月に『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』（以下『障害者総合支援法』という。）が施行され、「障がい者」の定義に難病等が追加され、「制度の狭間」がないよう支援が行われるようになるとともに、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。その後、平成 30 年 4 月の『障害者総合支援法』及び『児童福祉法』の一部を改正する法律の施行（平成 28 年 6 月に一部施行）により、自立生活援助や就労定着支援といったサービスの創設や、高齢の障がいのある人が、介護保険サービスを円滑に利用するための見直しなどが行われるとともに、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築するための『障害児福祉計画』の策定が義務づけられました。

（６）児童福祉・子ども・子育て支援

平成 24 年 8 月に『子ども・子育て関連 3 法』が成立しました。これらの法律に基づき、平成 27 年 4 月から、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保」、「地域における子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱とする『子ども・子育て支援新制度』が施行されました。

これにより、各市町村において 5 年を 1 期とする『子ども・子育て支援事業計画』を策定し、幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計やそれに対応する提供体制、実施時期等を定めることが義務づけられました。

また、平成 26 年度までの時限立法であった『次世代育成支援対策推進法』については、社会全体でのさらなるワーク・ライフ・バランスの浸透や女性が就労の場で活躍できる取り組みの促進、企業の仕事と子育ての両立のための環境整備などを推進するため、令和 6 年度末までの 10 年間に延長されました。

（７）保健・健康づくり

平成 25 年度から令和 5 年度までの『二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次））』を推進することを目的として、健康増進法に基づく『国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（基本方針）』が改正され、新基本方針に具体的な目標を規定することとなりました。また、平成 30 年の『健康増進法』の一部改正に伴い、受動喫煙対策における国及び地方公共団体の責務や施設の管理者が講ずべき措置等について定められました。

さらに、心の健康づくりとしては、平成 10 年以降の日本での自殺者数増加に伴い、平成 18 年に『自殺対策基本法』が施行され、平成 28 年には改正が行われました。これにより市町村は、平成 29 年 7 月に閣議決定された『自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～』及び各都道府県の『自殺対策計画』に基づき、地域の実情を踏まえて『自殺対策計画』を策定するものとされました。

（８）人権三法

平成 28 年 4 月に『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』、同年 6 月に『本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律』、また同年 12 月に『部落差別の解消の推進に関する法律』という差別を解消するための 3 つの法律が施行されました。

ともに支え合う地域共生社会の実現のためには、地域で暮らす誰もがお互いを尊重し理解し合うことが重要です。地域の中で、同和問題や障がいのある人、高齢者、外国人等の様々な差別について、その人の状況や心情を正しく理解し、年齢や性別、国籍、障がいや疾病の有無に関わらず、尊重し合い、同じ社会の構成員として包み支え合っていく仕組みづくりが必要です。

（９）持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。持続可能な開発目標（SDGs）は、令和 12 年までに達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では、平成 28 年に「SDGs 推進本部」を設置し、平成 29 年 12 月に閣議決定された『まち・ひと・しごと創生総合戦略 2017 改訂版』において「SDGs の推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取り組みを推進していくことが重要」としています。

2 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、平成 12 年6月に「社会福祉事業法」から改正された「社会福祉法」の第 107 条の規定を受けて策定する市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進していくための理念や仕組みを定めたものです。また、再犯の防止等の推進に関する法律等8条1項に基づく「地方再犯防止推進計画」を本計画に包含し、一体的に策定します。

■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6（2024）年度から令和 10（2028）年度までの5年間とし、社会情勢の変化や町民のニーズに応じて見直しを行います。

■本計画と主な関連計画の期間

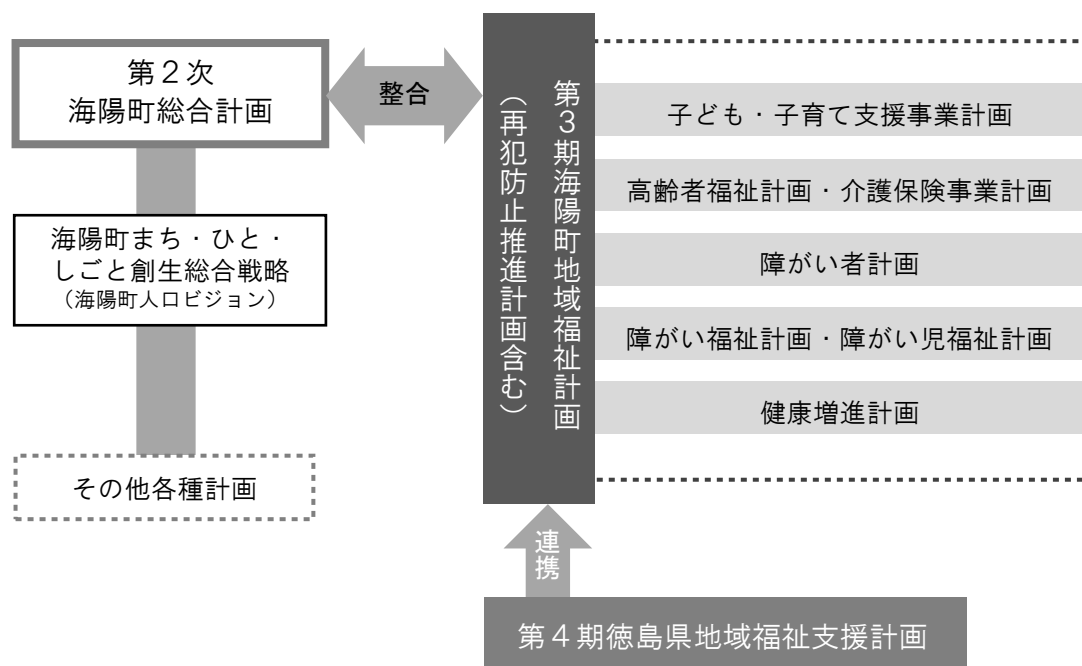
	令和(年度)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	西暦(年度)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
総合計画	第2次基本構想									次期			
	第2次前期基本計画			第2次後期基本計画									
地域福祉計画	(第2期)				第3期（本計画）					次期			
子ども・子育て支援事業計画	第2期					次期							
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第7期	第8期			次期								
障がい者計画	第3次				第4次								次期
障がい福祉計画	第5期	第6期			次期								
障がい児福祉計画	第1期	第2期			次期								
健康増進計画	第2期				第3期								

4 関連計画との関係

本計画は「第2次海陽町総合計画」のもと、地域の中で支え合い、安心して健やかに暮らせるよう、医療と介護の充実した生活を支援する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、障がいのある人もない人も、一人ひとりが尊重され、誰もが心豊かに暮らせるよう支援する「障がい者計画」「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、子育て中の家庭を町や身近な地域で支える「子ども・子育て支援事業計画」等、各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、「第4期徳島県地域福祉支援計画」との連携を図りながら、地域の福祉力を高めていくものです。

また、各計画の対象とならない部分については、町民や関係団体、事業者、NPO、町、社会福祉協議会等が協働し、地域福祉の取り組みを充実させていくことを目指します。

■ 総合計画及び分野別計画との関係



5 計画の策定体制

地域福祉計画策定においては、幅広い関係者の参画により、本町の地域特性に応じた事業展開に努めることが必要であることから、庁内関係各課、福祉関係者等の積極的な参加を得て、「海陽町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画策定を行いました。

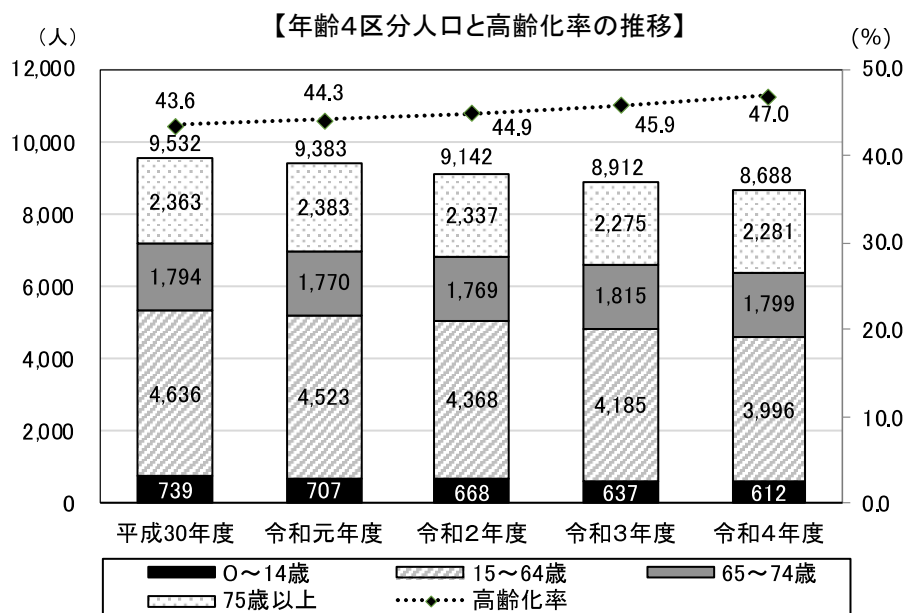
第2章 本町の現状と課題

1 地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口の現状

総人口は、令和4（2022）年度では 8,688 人となっています。年齢4区分別にみると、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口は減少しています。また、65～74 歳の高齢人口は、平成30年（2018）年度から令和2（2020）年度にかけては減少していましたが、増加に転じており、75 歳以上の人口は微減傾向にあります。

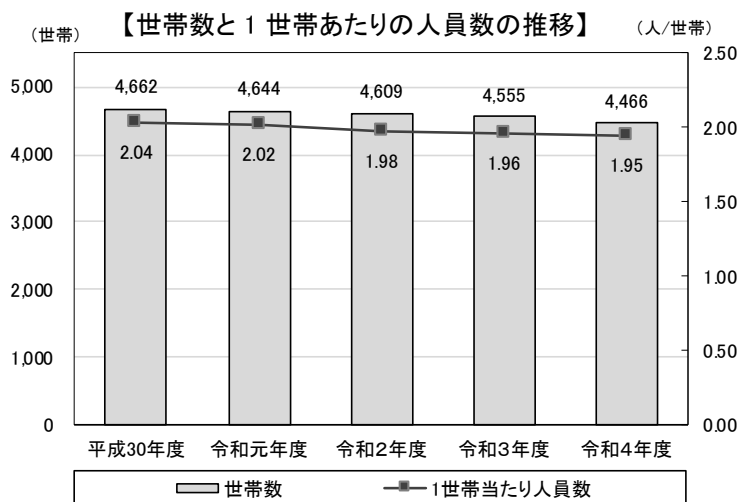
高齢化率（65 歳以上の割合）は年々増加しており、人口の減少や少子化、高齢化への対策が今後の課題となっています。



資料：住民基本台帳

(2) 世帯

世帯数の状況をみると、年々減少が続いており、令和4（2022）年度では 4,466 世帯となっています。1 世帯あたり人員数も年々減少し、令和4（2022）年度では 1.95 人となっています。



資料：住民基本台帳

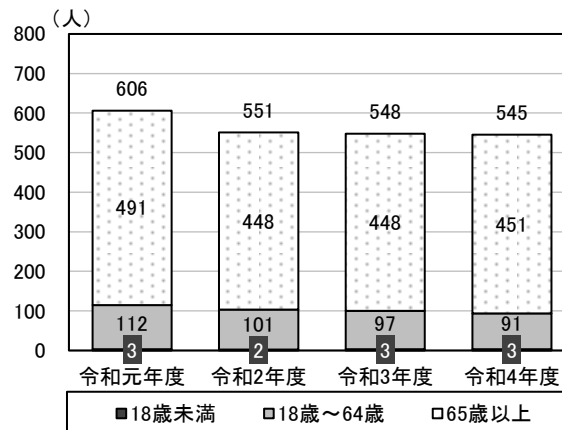
(3) 障がいのある人の状況

身体障がい者手帳所持者数の状況をみると、所持者数の合計は減少傾向にあります。年齢別にみると、令和4（2022）年度では、0～17 歳が3人、18 歳以上が542 人となっています。

療育手帳所持者数の状況をみると、所持者数の合計は増加傾向にあります。年齢別にみると、令和4（2022）年度では、0～17 歳が16人、18 歳以上が102 人となっています。

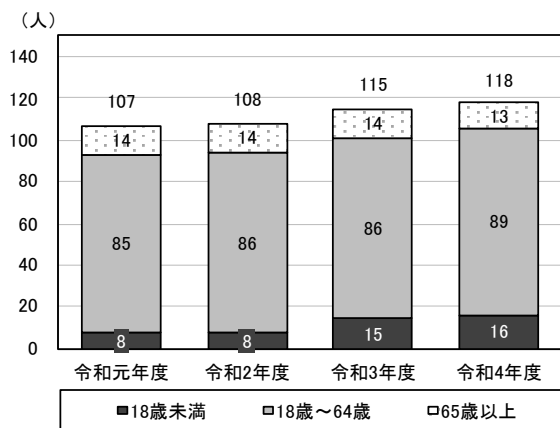
精神障がい者保健福祉手帳所持者数の状況をみると、横ばいで推移しており、令和4（2022）年度では74 人となっています。

【身体障がい者手帳保持者数の推移】

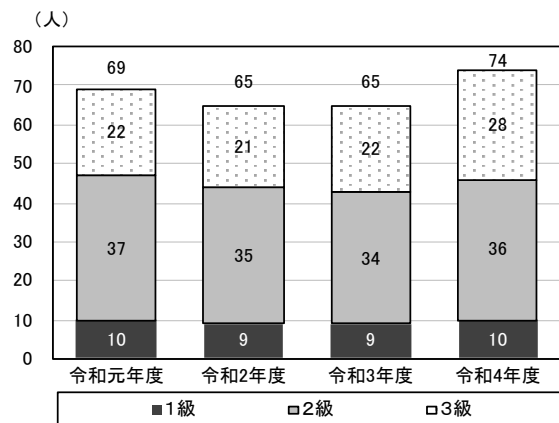


資料：海陽町長寿福祉人権課

【療育手帳保持者数の推移】



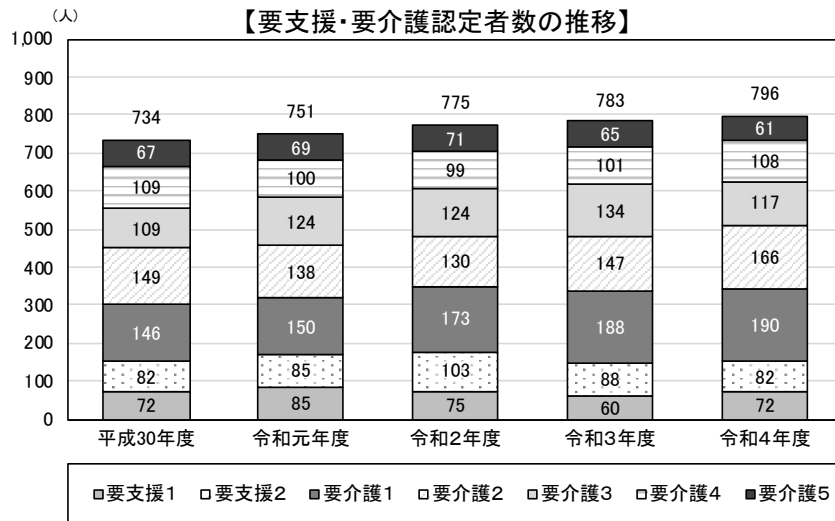
【精神障がい者保健福祉手帳保持者数の推移】



資料：海陽町長寿福祉人権課

(4) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者の総数は増加傾向にあり、令和4（2022）年度においては796人となっております。



(5) 地域の支援者の状況

民生委員・児童委員はそれぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じたり、住民が安心して暮らせるよう見守りや支援等を行ったりするなど、社会福祉の増進に努めています。

また、主任児童委員は、児童に関することを専門的に担当し、子どもの福祉に関して取り組んでいます。

主任児童委員、民生委員・児童委員とも定員数を満たしています。

【地区別の民生委員・児童委員の状況】

	民生委員 ・児童委員 (定員数)	民生委員 ・児童委員 (委員数)	主任児童委員 (定員数)	主任児童委員 (委員数)
海部地区	町全体で 47 名	10	町全体で 4 名	1
穴喰地区		11		1
川東地区		9		海南地区 (川東、浅川、川上) 全域で 2
浅川地区		7		
川上地区		10		

2 課題把握のための調査及び検証

(1) 町民アンケート調査

町民に対してのアンケートを通じて本町の地域福祉に関する考えや意見をいただき、計画を見直す上での検討資料とするとともに、町民への地域福祉の啓発及び関心を高めることを目的に実施しました。

- 調査対象：無作為抽出した 15 歳以上の町民 1,000 人
- 調査期間：令和 5 年 9 月 1 日（金）～ 令和 5 年 9 月 30 日（土）
- 調査方法：郵送による配付・回収

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
15 歳以上の町民	1,000 件	359 件	35.9%

第3章 計画の基本方針

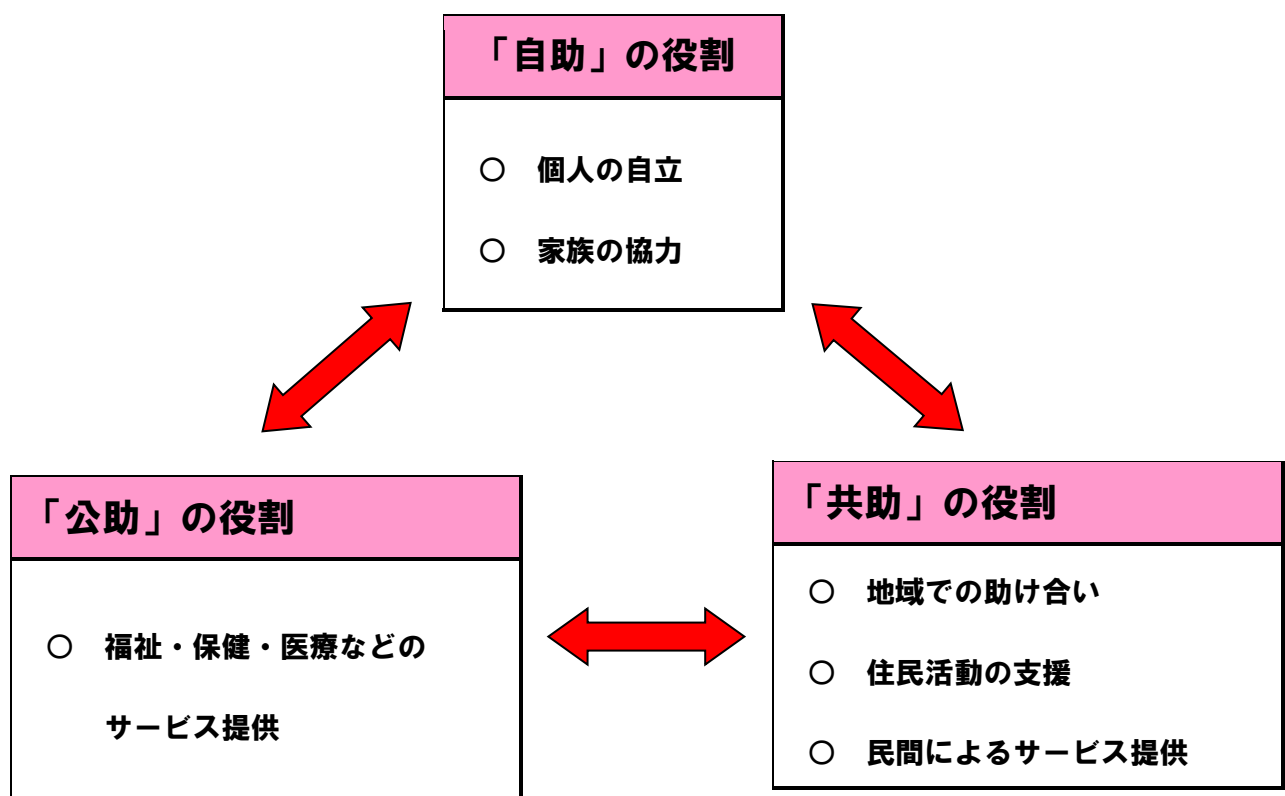
1 計画の基本理念

本町では、「第2次海陽町総合計画」において、「ひと・ゆめ・みらい 笑顔つながる海陽～もっと ずっと住み心地の良いまちをめざして～」を将来像として、3つの共通テーマ（未来を担うひとづくり・移住・定住地、働く場としての魅力向上・だれもが安心して暮らせるまちづくり）を掲げております。

この3つの共通テーマより、住み慣れた町でいつまでも安心して暮らすことができるよう健康づくりや、協働の仕組みづくりの推進のテーマである、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を本計画の基本理念としております。

この基本理念に基づき、子どもや高齢者、障がい者をはじめ、ひとり親家庭、生活困窮家庭など、地域の様々な生活課題に対応していくため、地域社会での絆を育み、「自助」、「共助」、「公助」を踏まえた地域の助け合いによる「地域福祉」を推進していきます。

基本理念 だれもが安心して暮らせるまちづくり



2 基本目標

基本目標１：住民とともに未来をつくるまちづくり

地域で暮らす、すべての住民が地域福祉に関心を持ち、地域福祉の担い手となるよう、福祉教育の推進や地域での活動を支援し、地域での見守り体制の充実など、協働による支え合い・助け合いのある地域づくりを進めていきます。

基本目標２：思いやりとふれあいがあふれるまちづくり

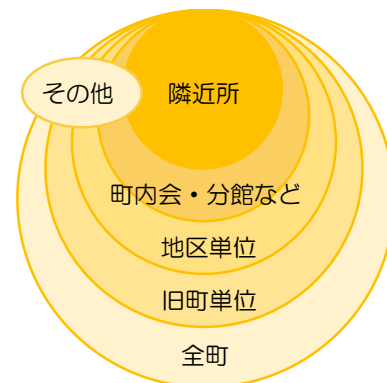
高齢者や障がい者、子育て世帯などが地域で安心して暮らせるよう、適切なサービスの提供や相談・支援体制の充実を図ります。また、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し、高齢者世帯などの要配慮者の把握に努めるなど、地域と連携した支援体制の充実を図ります。

基本目標３：安心・安全に暮らすことができるまちづくり

すべての住民が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、買物支援などの在宅支援や、保健・医療・介護・福祉が連携した包括的な体制を充実し、元気で長生きができる健康づくりを推進します。また、地域での避難訓練や防災活動を支援し、要配慮者に対して地域での支え合い・助け合いの体制づくりを推進します。

コラム～地域の範囲の捉え方～

地域福祉を効果的に進めていくためには、町全体で取り組むこと、旧町単位や地区単位、町内会・分館などで取り組むこと、より身近な場所で行うことなど、重層的な推進体制が必要です。



- ①隣近所（もっとも身近な単位）・・・顔の見える隣人関係の圏域です。「遠くの親戚より近くの他人」といわれるように、災害時などいざという時最も頼りになる存在として、日頃からの「向こう三軒両隣」の付き合いが大切です。
- ②町内会・分館など・・・町内会などの圏域ごとに、民生委員・児童委員をはじめとする地域活動を担う各種の委員が選出され、子ども会や老人会、自主防災会が組織されるなど、それぞれ独自の創意工夫で、魅力と個性ある地域福祉活動に取り組むことが可能な圏域です。
- ③地区単位・・・小学校や中学校が設置されていた区域であり、生活環境や地域の伝統文化などが共通している圏域です。
- ④旧町単位・・・町村合併以前の旧町単位ごとに、コミュニティ組織があり、地域コミュニティの再構築や安心・安全対策、地域福祉力の向上など、町民と町が協働で地域づくりに取り組みやすい圏域です。
- ⑤全町・・・均一な公的福祉サービス・保健サービスの提供をめざすとともに、民生児童委員協議会や社会福祉協議会の取り組みなど、専門的・総合的・広域的な地域福祉活動が展開される圏域です。
- ⑥その他・・・職域や趣味、境遇、使命などを同じくするグループなどが、特定の圏域に限定せず地域福祉活動を展開する場合を想定しています。

3 施策体系

基本理念

だれもが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策	主な取り組み
1 住民とともに未来をつくるまちづくり	(1) 地域福祉の推進	1-1 福祉教育の推進 1-2 人権教育の推進
	(2) 地域・団体活動の推進	2-1 地域・団体活動の促進 2-2 健康づくり活動の促進 2-3 ボランティア活動の促進
2 思いやりとふれあいがあるまちづくり	(1) サービス利用者の権利擁護の推進	1-1 権利擁護事業の普及推進・サービス利用への支援
	(2) 要配慮者への対応	2-1 虐待や暴力を防止する対策の推進 2-2 社会的孤立対策の推進
	(3) 再犯防止の推進 (海陽町再犯防止推進計画)	3-1 再犯防止に向けた各種取り組みの推進
	(4) 情報提供・相談体制の充実	4-1 情報提供の充実 4-2 相談体制の充実
	(5) 保健・医療・介護・福祉の連携	5-1 各支援施策の充実
3 安心・安全に暮らすことのできるまちづくり	(1) 環境整備の推進	1-1 公営施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保
	(2) 防災対策の推進	2-1 地域での災害対策の充実

第4章 施策の展開

基本目標1：住民とともに未来をつくるまちづくり

(1) 地域福祉の推進

1-1 福祉教育の推進

現状と課題

近年、核家族化や少子高齢化の進行などを背景に、地域の住民同士のつながりが希薄化しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、地域における直接的な交流機会減少の影響もあり、地域における人と人とのつながり・絆が弱まり、近隣住民との人間関係が希薄になるなど、お互いの顔が見えにくい状況が広がっています。

アンケート結果では、ご近所との関係について、立ち話をする程度、あいさつをする程度と回答された方が50%を超えており、つきあいはないと回答した方を含めると60%弱を占めます。

施策の方向性

高齢者や障がいのある人も含め、住民が安心して暮らせるよう、各関係機関、地域の組織や団体等と連携し、地域福祉の教育と啓発活動を推進します。

主な取り組み

No.1 高齢者等見守り体制の整備

- ・訪問や配達等の民間事業所や地域包括支援センターと連携し、地域での見守り体制の整備を進めていきます。

No.2 学校等が行う福祉教育への支援

- ・高齢者や障がい者への理解を深めるため、高齢者施設や支援学校との交流機会の提供を推進します。
- ・地域での高齢者との交流など、地域の伝統文化の伝承や、高齢者への理解を深める機会となる、地域活動を支援します。

No.3 各福祉週間の充実

- ・住民の福祉への関心の向上を図るため、障がい者週間等の期間中に、関係機関や地域、団体等で理解を深めるための活動を推進します。

No.4 地域が行う学習活動への支援

- ・地域での学習活動など、福祉教育を支援します。

No.5	地域で行う心の教育の支援
・地域での活動による、子どもたちや高齢者などの世代間交流を通し、心の育成を図れるよう支援します。	

1-2 人権教育の推進

現状と課題
全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重される権利を持つとともに、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を有します。 認知症や障がいについての偏見や性差別などによる人権の侵害や学校でのいじめは、そうした権利を侵害し、被害者の社会参加や地域生活を制限するだけでなく、加害者においても生き方を問われることでもあります。この権利と義務、責任の醸成は、個人任せではなく地域課題として捉え、早急に解決していく環境づくりが求められています。

施策の方向性
すべての人の基本的人権を尊重する心を育むために、各関係機関が連携を図り、人権に対する理解を深める学習を推進します。また、人権週間等における人権意識の高揚を学校・家庭・地域・職場等と連携して推進します。

主な取り組み	
No.1	地域・職場での学習活動への支援
・地域での学習活動など、人権教育を推進します。	
No.2	連携のとれた人権教育の推進
・人権に対する理解を深めるため、学校・家庭・地域・職場等と連携して人権教育を推進します。	

(2) 地域・団体活動の推進

2-1 地域・団体活動の促進

現状と課題

高齢者世帯・単身世帯の増加に加え、共働き世帯も増加しており、家庭内における介護力や育児力の低下が危惧されています。こうした背景をうけ、地域全体での見守りや支え合いなど支援体制整備が必要です。

本町では 65 歳以上の人口が増加傾向にあり、世帯あたり人数は減少傾向で令和 2 (2020) 年度には 1 世帯あたり 2.0 人を下回りました。今後も同様の傾向が続く場合、高齢単身世帯の増加が想定されます。

アンケートでは自治会・町内会へ加入していると回答した方は約 76%に留まり、約 21%の方が非加入と回答しています。地域福祉の推進を住民一人ひとりが自らの課題と捉え、活動への参加等、地域コミュニティの構築が必要です。

施策の方向性

- ・地域での見守りや支え合いなど支援体制の充実に向けて、関係機関と連携し、自治会・町内会等の地域組織やボランティア等への住民参加を促進します。
- ・公民館活動や伝承文化の継承などの地域活動を促進し、広く住民に地域への関心を高めてもらおうとともに、地域のリーダーとなる人材の育成を図ります。

主な取り組み

No.1 町内会等地区活動の促進

- ・各地域での公民館活動やボランティア活動などの世代間の交流を促進する活動等、住民自らが参加する活動など、地域づくりを支援します。

No.2 各団体の活動支援

- ・老人クラブ、障がい者団体等の各種団体による自主的な活動が継続できるよう支援・連携を図ります。
- ・地域での福祉活動などの活性化に向けて、新たな連携・協働の役割分担をめざし、町の行政目的と方向を同じくする NPO などの民間団体及び社会福祉法人等の福祉事業に対して、委託や連携のあり方について検討します。
- ・地域課題に柔軟に対応し、福祉活動を推進できるよう、関係機関が連携し、必要な支援体制の検討など地域づくりを推進する支援を行います。

No.3 各地域での活動への支援

- ・社会福祉協議会による「できることからはじめんけ」事業をはじめ各地域での支え合いづくりやボランティア活動など、住民自らが参加する活動を支援します。

No.4 見守り活動の推進

- ・要配慮者や高齢者等が在宅で安心して暮らせるよう地域と関係団体との連携を図りながら見守り活動を進めていきます。

2-2 健康づくり活動の促進

現状と課題

いつまでも健康に生活をするために、自助努力を促すとともに、地域全体の取り組みとしての健康づくりや支え合いの仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

住民の健康寿命の延伸につながる生活習慣病の予防に対し、住民が自ら気づき、生活習慣の改善につながるよう支援します。また、住民が主体となる、地域での健康づくりや介護予防活動を通し、健康づくりを支援します。

主な取り組み

No.1 健診事業の推進

- ・高齢者のみならず、若年層からの生活習慣病等の予防を図るため、総合健診等の健診活動を推進します。
- ・生活習慣確立の土台となる学童期に、生活習慣と関係の深い血糖値の検査を実施し、家族全体で生活習慣を見直す機会とすることで、将来の生活習慣病予防を図ります。

No.2 食生活の改善及び食育の推進

- ・食生活に関する正しい知識の普及及び食育に関する事業を推進します。

No.3 運動習慣の促進

- ・筋力の維持向上、認知症の予防、転倒の予防、要介護リスクの低下を図るため、地域で実施している運動教室の支援を行います。

2-3 ボランティア活動の促進

現状と課題

福祉分野の活動をはじめ、まちづくりのあらゆる分野で市民の参画は必要不可欠なものとなっています。

一方で、本町においては、地域での公民館活動やボランティア活動については、参加者の高齢化が課題となっており、若年層や青壮年層の参加を促進するための体制づくりが必要です。

アンケート結果では、ボランティア活動について、約 19%の方が活動したことがある・活動中との回答となっています。また、「活動したことが無い」と回答した方は全体で約 78%、20代～30代は 80%を超えており、その内 20～24歳及び 35～39歳が最も多く約 88%を占めていることから若年層・青壮年層の参加が少ない結果となっています。

一方、福祉分野のボランティア活動について、「関心がある」と回答した方が約 73%となっており、その内約 11%の方が参加したい、約 37%の方が「関心があるが、参加する機会がない」との回答となっており、参加促進や参加機会の創出が求められています。

施策の方向性

ボランティア活動への参加を促すため、ボランティアセンターを中心とした情報の提供と参加の機会づくりを強化します。

また、公民館活動や伝承文化の継承などの地域活動を促進し、若年層や青壮年層の関心を高めるとともに、今後の地域福祉におけるリーダーとなる人材の育成を促進します。

主な取り組み

No.1

ボランティア活動への参加の促進

- ・若年層や青壮年層のボランティアへの参加を促進するため、ボランティア活動についての情報を提供し、参加する機会を設けていきます。

基本目標 2：思いやりとふれあいがあふれるまちづくり

(1) サービス利用者の権利擁護の推進

1-1 権利擁護事業の普及推進・サービス利用への支援

現状と課題

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が施行されたことで、利用者自らの判断に基づき、適切なサービスを選択することとなりました。

一方で、高齢化率の上昇や認知症の人が増加しつつあり、必要な介護のサービスを選択するための情報を得ること等が難しい人が増えています。

活動の中心となる社会福祉協議会について、アンケートでは約 90%の方が知っていると回答しており、活動内容については、お年寄りの介護や見守りに関すること、障がい者・生活困窮者の支援に関することなどが多くなっております。

施策の方向性

利用者が適切なサービスを選択し、サービスを受けられるよう保健・福祉・介護・医療の関係機関と連携し、情報発信・提供による周知と相談体制の充実を図ります。また、日常生活自立支援事業や成年後見制度により、判断能力が不十分となった人への支援を強化します。

主な取り組み

No.1	日常生活自立支援事業の普及・促進
・判断能力が不十分となった人に対して、社会福祉協議会が、日常的な金銭管理等の援助を行うとともに、制度に関する情報提供に努め、利用につなげていきます。	
No.2	成年後見制度の普及・促進
・判断能力が不十分な人たちの財産管理や身上看護について、代理権を与えられた成年後見人等が本人を保護する成年後見制度の普及、利用の促進について中核機関と連携を図ります。	
No.3	適切なサービス利用への支援
・地域包括支援センターにより、利用者が適切なサービスを利用できるよう、相談・情報提供を行います。	
No.4	民生委員・児童委員による情報提供
・民生委員・児童委員が地域住民の生活実態を把握し、要配慮者の自立と支援のために身近な相談役として各情報の提供に努めます。	

(2) 要配慮者への対応

2-1 虐待や暴力を防止する対策の推進

現状と課題

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、子ども等への虐待は社会問題として深刻化しており、社会全体で支え合うことが重要となっています。

本町においても、地域全体であらゆる虐待や暴力を防止する取り組みやその他の体制整備が必要となっています。

施策の方向性

地域における虐待の抑止や早期発見にむけ、普段から顔が見える関係醸成や民生委員を中心とした支援体制の強化により、地域全体で見守り、助け合うネットワークを充実させ、虐待や暴力の防止につながる環境整備を推進します。

主な取り組み

No.1 支援体制の充実

- ・虐待・暴力の早期発見、早期解決を図るため、関係機関と連携し、被害者の支援を行います。
- ・妊娠期から関係機関との連携強化を図り、新生児全戸訪問、乳幼児検診等の機会を通し、ハイリスク者を早期に発見し、関わりを継続することで、虐待予防につなげます。
- ・虐待等が疑われるハイリスク者については、保育所、学校、民生委員等との連携を強化し、虐待の予防、早期発見、早期解決を図ります。

No.2 啓発活動の実施

- ・障害者総合支援法やDV防止法など法令の理解を促進するために啓発、広報を行います。

No.3 地域での交流機会の充実

- ・サロン活動などの地域での活動機会を充実し、引きこもりや孤立への対策、また地域での見守り体制づくりを進め、地域と関係機関が連携した支援体制の整備を図ります。

2-2 社会的孤立対策の推進

現状と課題	
本町においては、65 歳以上人口が増加、また、世帯においては単身世帯が増加傾向にあります。こうした高齢化・単身世帯化に伴う独居老人の増加や、病的要因などによる引きこもりなど、社会的に孤立してしまうケースが生じています。	
施策の方向性	
ひきこもりや自殺、再犯など社会的孤立につながる様々な問題に対し、地域による見守りと相談体制の整備、および社会参加の場づくりを促進していきます。 また、経済的自立支援や健康不安の改善などを中心に関係機関とも連携を強化していきます。	
主な取り組み	
No.1	経済的自立のための支援策の推進 ・ 経済的支援を必要とする場合には生活保護や社会福祉協議会での生活困窮者自立支援制度による家計相談や就労相談など、各制度を活用した支援を行います。 ・ 住宅確保が困難な方への支援として、空き家バンクの情報提供や生活困窮者自立支援制度での支援など、関係機関と連携を図りながら支援を行います。
No.2	高齢者の閉じこもりやひきこもり等の対策の充実 ・ 高齢者の孤立や引きこもりへの対策としてサロンや、地域での活動機会を通して見守り活動の充実を図ります。 ・ 保健師等による定期的な訪問により、適切な情報の把握と共有を行い、医療等が必要な場合には、保健師等の受診勧奨により健康管理を行います。
No.3	高齢者等の支援施策の充実 ・ 高齢者等が安心して生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築を図ります。
No.4	自殺防止対策の推進 ・ 自殺防止対策については、地域での見守りや保健師、地域包括支援センター等で情報共有し、必要に応じて専門関係機関につなげていきます。 ・ 昔ながらのご近所づきあいや、「病は市に出せ」というなんでも話し合える地域づくりを手本に生き心地の良いまちづくりを目指します。 ※注：「病は市(いち)に出せ」とは、旧海部町の先達が言い習わしていた格言で、「悩み事やトラブルを隠して耐えるよりも、思いきってさらけ出せば、誰かが解決策を提案してくれるかもしれないし、援助の手が差し伸べられるかもしれない。だから、取り返しのつかない事態にいたる前に周囲に相談せよ。」という意味として使われている。
No.5	犯罪をした者等の社会復帰の促進 ・ 犯罪をした者等に対し、再犯の防止に向けて、保健医療・福祉サービスをはじめとする必要な支援を行うことで、社会復帰を促進し、ひいては地域住民の安全・安心の確保につなげます。

(3) 再犯防止の推進（海陽町再犯防止推進計画）

3-1 再犯防止に向けた各種取り組みの推進

現状と課題

法務省発表の「再犯防止推進白書」によると、再犯者数の絶対数は年々減少傾向にあるものの、令和5年版再犯防止推進白書の令和4年次の再犯者率は47.9%と半数弱が再犯者となっています。

罪を犯した人が地域で孤立することなく、地域の一員として安定した生活を送ることが再犯防止につながります。生活の安定のための就労支援や住居の確保を推進し、住民全体の安心・安全に繋げていく必要があります。

施策の方向性

平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）に基づき、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰や再犯防止に向けて「しない」「させない」意識啓発と、社会の一員として尊重し合えるまちを目指すため、本町においても、再犯防止推進法第8条第1項に基づき、この項目を「海陽町再犯防止推進計画」として位置づけ、再犯防止施策の推進に取り組みます。

主な取り組み

No.1 再犯防止に関する啓発活動

- ・犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の立ち直りを考える取組である「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間（7月）」等の広報や、保護司などの更生保護に携わる主体の活動を周知します。

No.2 更生保護活動への支援

- ・海部地区更生保護サポートセンターを通じ、海部地区保護司会や更生保護女性会等の団体活動について支援し、行政や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の関係機関同士の連携を図ります。

No.3 就労支援及び住居確保の支援

- ・刑務所出所者等の社会復帰に向けて、協力雇用主登録の増加、住まいの確保や保健医療・福祉サービスの利用等、関係機関と連携しながら包括的な支援を行います。

No.4 国・民間団体等との連携強化

- ・国（徳島県保護観察所、徳島刑務所、徳島法務少年支援センター、法務省コレワーク四国等）、県、更生保護関連団体等との連携を強化し、再犯防止を推進します。

(4) 情報提供・相談体制の充実

4-1 情報提供の充実

現状と課題

住民一人ひとり、それぞれ異なる生活環境や課題を持つ中、多様なニーズや課題にあった情報とあらゆる人が自身に必要な情報を得ることができる情報発信手段の充実が必要です。

アンケートでの「情報を得る方法」では70%を超える方が広報誌と回答されており、必要な情報を提供していくための情報発信の方法を検討していく必要があります。

施策の方向性

- ・サービスを必要とする方が、適切な支援を受けられるよう、情報提供や相談窓口等の充実を図ります。
- ・住民自らが医療・介護や福祉についての理解を深めるための支援として、各事業での広報、周知を図ります。
- ・高齢者等が退院する時、在宅生活や介護サービスへの相談など、医療機関、地域包括支援センター、介護事業所等の関係機関が連携を図ります。

主な取り組み

No.1	子育て等に関する情報提供
・保健師等の訪問や相談事業にあわせて必要なサービスに関する情報や専門機関の紹介を行います。	
No.2	職業や技能を活用するための情報提供
・経済的支援が必要な方や障がい者の自立を促進するため、公共職業安定所と連携し、職業に関する情報を紹介します。 また、生産活動や創作的活動の支援、スポーツ・レクリエーション活動などの交流機会の充実により、障がいのある人の社会参加を支援していきます。	
No.3	地域の民生委員・児童委員による情報提供
・必要なサービスに関する情報提供や関係機関の紹介を行うなど、情報を必要とする人に対して適切に対応します。	
No.4	情報収集のための環境整備
・医療・介護・福祉等の各種情報について、関係機関の窓口等で情報収集ができる環境整備を進めていきます。	

4-2 相談体制の充実

現状と課題

障がい・福祉・介護・医療等、サービスを必要とする方が、適切な支援を受けられるよう、関係機関から適切な情報提供が行える相談体制の充実が必要です。

アンケートでの、生活について困っていることや不安なことでは、健康・老後のことについての回答がそれぞれ 35%を超えており、必要な情報をとどけ、困りごとの解決・不安解消に向けた相談体制づくりが求められています。

施策の方向性

高齢者や障がい者、生活困窮者、あるいは子育て・育児など多様な相談に対応していくため、民生委員・児童委員や人権擁護委員など地域で活動する各団体や関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

主な取り組み

No.1 在宅生活・介護を支える相談窓口の充実

- ・在宅生活や介護を支えるために医療機関、地域包括支援センター、介護事業所等が連携し、相談体制の充実を図ります。

No.2 高齢者に関する相談体制の充実

- ・高齢者に関する相談には、相談内容により早期解決ができるよう地域包括支援センターと関係機関による相談体制の充実を図ります。
- ・物忘れ相談については、以前できていたことがうまくできなくなった方や、物忘れが気になる方を対象に相談を受けて、必要に応じてサービスにつなげます。

No.3 障がいのある人の相談対応の充実

- ・障がい者福祉施策は複雑であり、それぞれのニーズに対応するため、関係機関で連携し、相談に応じます。
- ・身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員が本人や家族の相談に応じます。
- ・障がい者の地域生活を支えるため、関係機関の連携を図り、権利擁護などの相談に応じます。
- ・高齢者施策との連携を図り、障がい者や介護者の在宅介護に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した適切な保健・福祉サービスが受けられる体制づくりに努めます。

No.4 地域での生活を支える相談体制の充実

- ・地域での相談には民生委員・児童委員が対応します。関係機関と連携し適切な支援を受けられるよう情報提供を行います。
- ・人権擁護委員による人権相談や弁護士・司法書士による法律相談等を行います。

No.5	児童に関する相談体制の充実
・ 地域における児童の問題等の相談には、民生委員・児童委員と主任児童委員が対応し、また、関係機関と連携し適切な支援を受けられるよう情報提供を行います。 ・ 学校においては養護教員、担任等が相談に対応していますが、関係機関との連携が図れるよう支援します。	
No.6	子育てに関する相談体制の充実
・ 育児についての相談は、保健師の訪問や各種事業により関係機関と連携し、相談に応じます。	
No.7	ひとり親家庭に関する相談体制の充実
・ ひとり親家庭に関する相談には、早期解決ができるよう関係機関と連携し、相談に応じます。	
No.8	消費者被害に関する相談体制の充実
・ 消費者被害に関する相談は、消費者安全確保地域協議会と関係機関が連携し対応します。また、高齢者への振り込め詐欺などの防止対策を図っていきます。	

(5) 保健・医療・介護・福祉の連携

5-1 各支援施策の充実

現状と課題

生活様式や家族構成、生活ニーズなどの多様化により、特定の領域の専門性だけでなく包括的な支援体制が重要です。より個々の課題やニーズに沿ったサービスを提供するためには、保健・医療・介護・福祉の4分野の連携により適切な対策と効果的・効率的なサービスを提供できる環境整備が必要です。

アンケートでの町の取り組みについての「満足度」「重要度」の設問では、「要支援者への対応の推進」での「満足度」については、「どちらともいえない」「あまり不満ではない」「満足ではない」の回答が約67%、「重要度」についての「重要」「やや重要」の回答が約65%となっており、サービスが必要な方へ適切な支援が行えるよう施策の充実を図っていくことが必要です。

施策の方向性

高齢者や障がいを持つ人などを含めた、すべての住民が地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図ります。また、子育てがしやすい環境を整備するため、あゆみ事業での子育て支援施策の充実を図ります。

主な取り組み

No.1

地域包括ケアシステムの深化・推進

- ・高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の充実を図ります。

No.2

在宅支援施策の充実

- ・高齢者、障がい者等の外出支援や買物支援など、在宅での生活を送ることができるよう支援の充実を図ります。また、地域資源を把握しながら必要な方への情報提供を行います。

No.3

あゆみ事業での子育て支援施策の充実

- ・少子化への対策として、子どもあゆみ事業での子育て環境の整備や、少子化対策審議委員会で検討を進めて、支援施策の充実を図ります。

基本目標 3：安心・安全に暮らすことのできるまちづくり

（１）環境整備の推進

1-1 公益的施設等のバリアフリーの推進と安全性の確保

現状と課題

バリアフリー化においては、各庁舎における整備、および公民館類似施設への補助金等により進捗している一方、一部の公民館類似施設においては、依然、バリアフリー化が十分ではない施設が残るため、引き続き推進することが必要です。

また、築年数が古く老朽化による倒壊の危険性や耐震性に問題のある施設においては、今後の計画的な修繕と安全性の確保を図る必要があります。

施策の方向性

年齢や障がいの有無に関わらず、住民の社会参加や地域における交流を促進するため、公益的施設等の新築・改築時におけるバリアフリー化を推進していきます。

主な取り組み

No.1 バリアフリー等の推進

- ・公共の建物の新築・改築時にはバリアフリー化に努めます。

No.2 公共施設の活動・交流の場（居場所）としての利用促進

- ・地域のサロン活動や健康づくり、防災研修など地域の交流を推進するため、公民館等地域の施設の安全性の確保を図るための支援を行います。

(2) 防災対策の推進

2-1 地域での災害対策の充実

現状と課題

災害はいついかなる時に発生するか分かりません。災害発生時に高齢者や子ども、障がいのある人も取り残さないため、防災情報への感度を高め、日頃からの訓練や地域における連携体制整備が必要です。

アンケートでの防災に対する取り組みでの回答では、防災訓練の参加については約32%に留まっており、災害発生時の備えが十分とはいえないように見受けられます。

また、「日頃から地域でどんな取り組みが必要か」との設問では、「見守りや支援が必要な世帯を記載した防災マップを整備する」、「日頃からの顔の見える関係づくりのため、地域でのふれあえる機会をつくる」への回答がそれぞれ40%以上となっており、防災マップの作成や地域での活動への支援などについて検討していく必要があります。

施策の方向性

- ・災害時に必要な地域の助け合いや支え合いを促すため、避難訓練や要配慮者への対応など地域での防災活動を支援します。
- ・発災時に備え、行政、医療、介護、福祉等が迅速に対応できるよう、各機関との連携を図りながら緊急時の支援体制整備を行います。
- ・有事の際、適切な連携・行動を可能とする為、防災マップやハザードマップを整備します。

主な取り組み

No.1 自治会等の地域組織での災害対策の推進

- ・自主防災会等での避難訓練や要配慮者への対応など、地域での高齢者・障がい者を災害から守るための取り組みを推進します。

No.2 防災計画に基づいた福祉関係機関の連携・対応

- ・防災計画に基づき、行政、医療、介護、福祉施設等が迅速に対応できるよう、各機関との連携を図ります。

No.3 要配慮者の把握

- ・社会的孤立など、福祉サービスの利用に結びつきにくい事例等には、関係機関、民生委員を中心とした地域のネットワークを活用し、情報とニーズの把握に努めます。
- ・要介護認定や障がい支援区分など各情報により、要配慮者の把握に努めます。
- ・母子手帳の発行状況や住民基本台帳部局との連携により、妊産婦や乳幼児等の把握に努めます。
- ・民生委員など地域との連携を図り、高齢者世帯などの要配慮者の把握に努めます。

No.4 避難行動要支援者名簿の作成

- ・災害対策基本法に定められる避難行動要支援者名簿の作成、更新を行い、情報提供等の取り組みを進めます。
- ・発災時の支援体制等については関係機関と連携を図りながら検討を進めます。
- ・防災マップを整備し、要支援者名簿と紐づけることで迅速な支援の仕組みを構築します。

No.5	要配慮者の支援方法等の検討
・地域での近隣住民等における日常的な見守り活動や助け合いの関係づくりを促進し、地域での支援体制づくりを進めます。 ・福祉避難所となる施設との連携を図り、支援体制等についての検討を進めます。	
No.6	避難行動要支援者等の要配慮者情報の共有・提供
・普段から関係機関と情報を共有する必要がある場合には、要配慮者本人の同意に基づき、必要な情報の共有を行います。 ・発災時や発災のおそれが生じた場合に、安否確認等の必要がある場合は、同意の有無に関わらず、必要最低限の範囲で避難支援等関係者に情報の提供を行います。	
No.7	空き家（老朽住宅）への対策
・地域での空き家が増加しており、空き家バンクによる移住・定住者への紹介や、空き家改修補助金の活用など有効活用を図ります。 ・安全な生活環境や災害発災時の安全を確保するため、老朽化した空き家への対策の検討を図ります。	

資料編

1 海陽町地域福祉計画策定委員会要綱

海陽町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく海陽町における地域福祉の推進に関する基本的な事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、海陽町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1） 地域福祉計画の策定に関すること。
- （2） 地域福祉計画策定に関し必要な事項
- （3） その他、前2項に関し、町長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は委員12名以内をもって組織し、住民及び団体等の代表者並びに関係機関に所属する者のうちから町長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は委嘱した日から第2条の規定による審議が終了するまでの間とする。
ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬）

第7条 委員会の委員には、日額8,000円の報酬を支給する。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は長寿福祉人権課において行う。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員会において協議し、決定する。

2 海陽町地域福祉計画策定委員会名簿

(敬称略、順不同)

	氏 名	所 属 団 体	備 考
委 員 長	塩 塚 成 年	海陽町社会福祉協議会 事務局長	
副委員長	若 井 孝 司	海陽町民生児童委員協議会 会長	
委 員	川 内 享 子	海陽町主任児童委員 代表	
委 員	福 岡 達 也	海陽町身体障害者会 会長	
委 員	長井 ひふみ	海陽町手をつなぐ育成会 会長	
委 員	島 田 洋子	海陽町下灘地区家族会 会長	
委 員	野 村 晴 美	海陽町老人クラブ連合会 会長	
委 員	三 浦 節 子	海陽町婦人会 会長	
委 員	畦 内 吉 郎	海陽町公民館 (川東分館長)	
委 員	富 田 充 宏	海陽町 教育委員	
委 員	安 岡 実 生	海陽町社会福祉協議会 (活動計画担当)	
委 員	横 考 志	海陽町 副町長	

3 計画策定の経過

年	月 日	内 容	備 考
令和5年 (2023)	9月1日 ～9月30日	計画策定に向けたアンケート調査	15歳以上の町民を対象に アンケートを実施
令和6年 (2023)	3月8日 ～3月25日	策定委員による計画内容確認	計画素案について書面にて 計画内容等確認
	3月26日	策定委員会	委員長・副委員長選出 計画案について検討・協議